

奈良県の世界遺産と「飛鳥・藤原」

－顕著な普遍的価値の観点から－

小池 香津江

1. はじめに

世界遺産暫定一覧表記載の「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群」（以下、「飛鳥・藤原」とする）は、古代東アジア世界における交流と、中国王朝を中心とする律令制度に基づいた国家づくりの過程を示す資産として、世界文化遺産登録に向けて推薦準備中である。

奈良県にはすでに3件の世界遺産があり、いずれも文化遺産の意義や保存の在り方を考えるうえで重要な役割を果たしている。「飛鳥・藤原」の推薦にあたっては、類似する国内外の資産との比較研究から顕著な普遍的価値を証明することが必須であるが、同じ文化圏に属し、年代的にも近似するこれら奈良県内の世界遺産との違いの明確化が課題となっている。ここでは、県内の世界文化遺産を概観し、その意義について検討することで、登録への一助としたい。

2. 奈良県における文化遺産の特質

奈良県は日本列島のほぼ中央、紀伊半島の真ん中に位置し、海に面しない内陸県である。県の北西部に奈良盆地と呼ばれる平地部があり、東部や南部は緑に包まれた山地が広がっている。奈良盆地は3世紀から8世紀まで約600年の間、日本の政治・経済・文化の中心地であった。

日本において宮都が形成されるのは6世紀末の飛鳥からと考えられ、7世紀から8世紀（飛鳥、奈良時代）にかけて藤原京、平城京が奈良盆地に築かれる。この間には、中国や朝鮮半島との交流を通じ、日本文化の原型が形成された。

このような歴史的経緯を背景に、奈良県には宮跡や古墳、寺院や神社など数多くの文化遺産が存在する。国指定文化財のうち国宝建造物や国宝彫刻、特別史跡の件数はいずれも全国1位であり、質、量ともに豊かであることがわかる。また、8世紀末に宮都が長岡京、平安京へと遷された後は平城京城が宗教都市として発展し、急激な開発が行われなかったため、歴史・文化的景

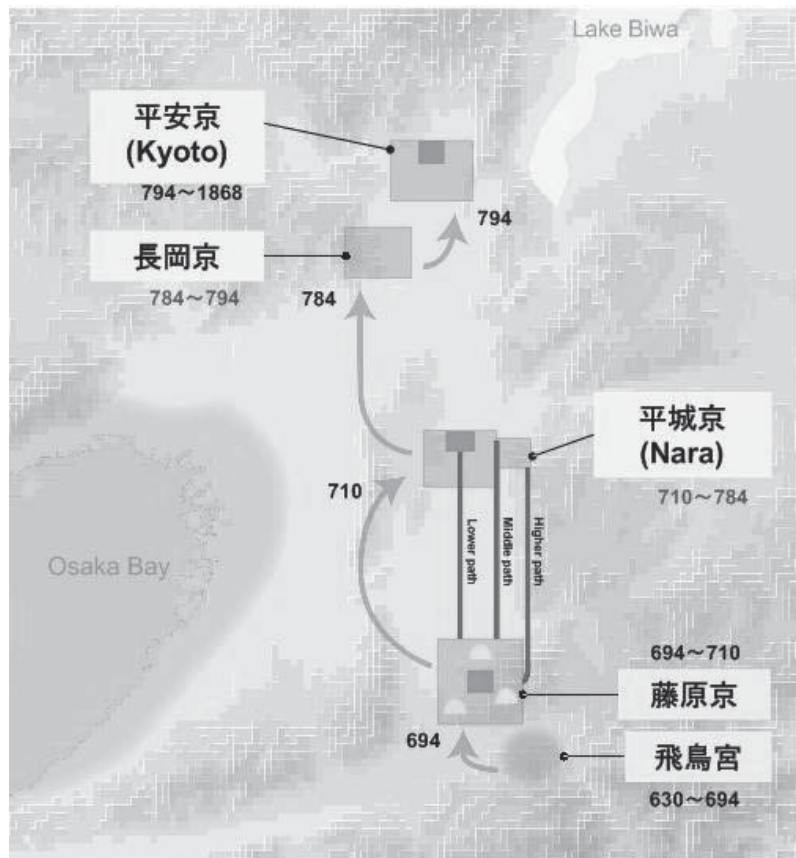


図1 古代宮都の変遷

観が良好に維持されている点も奈良県の大きな特徴である。奈良盆地では9世紀以降に農業開発が進むものの、飛鳥から奈良時代の都市計画をもとにした方形の土地区画である条里制が現在も受け継がれている。さらに、奈良盆地の周囲には豊かな森林が維持されていて、かつての風土が伝承されている。

奈良県には現在、「法隆寺地域の仏教建造物」「古都奈良の文化財」「紀伊山地の霊場と参詣道」の3件の世界文化遺産が所在する。以下、世界文化遺産の概要と、その保護措置について概観する。

3. 奈良県の世界文化遺産の概要

(1) 法隆寺地域の仏教建造物

登録年月日：1993年12月11日

構成資産：法隆寺、法起寺

資産種別：建造物群

登録基準：i, ii, iii, iv, vi

奈良盆地の西部に位置する「斑鳩」の地域には世界最古の木造建築が数多く残る。7世紀に法隆寺・法起寺ほかの寺院が造営され、現在も宗教活動が続いている。聖徳太子が建立した法

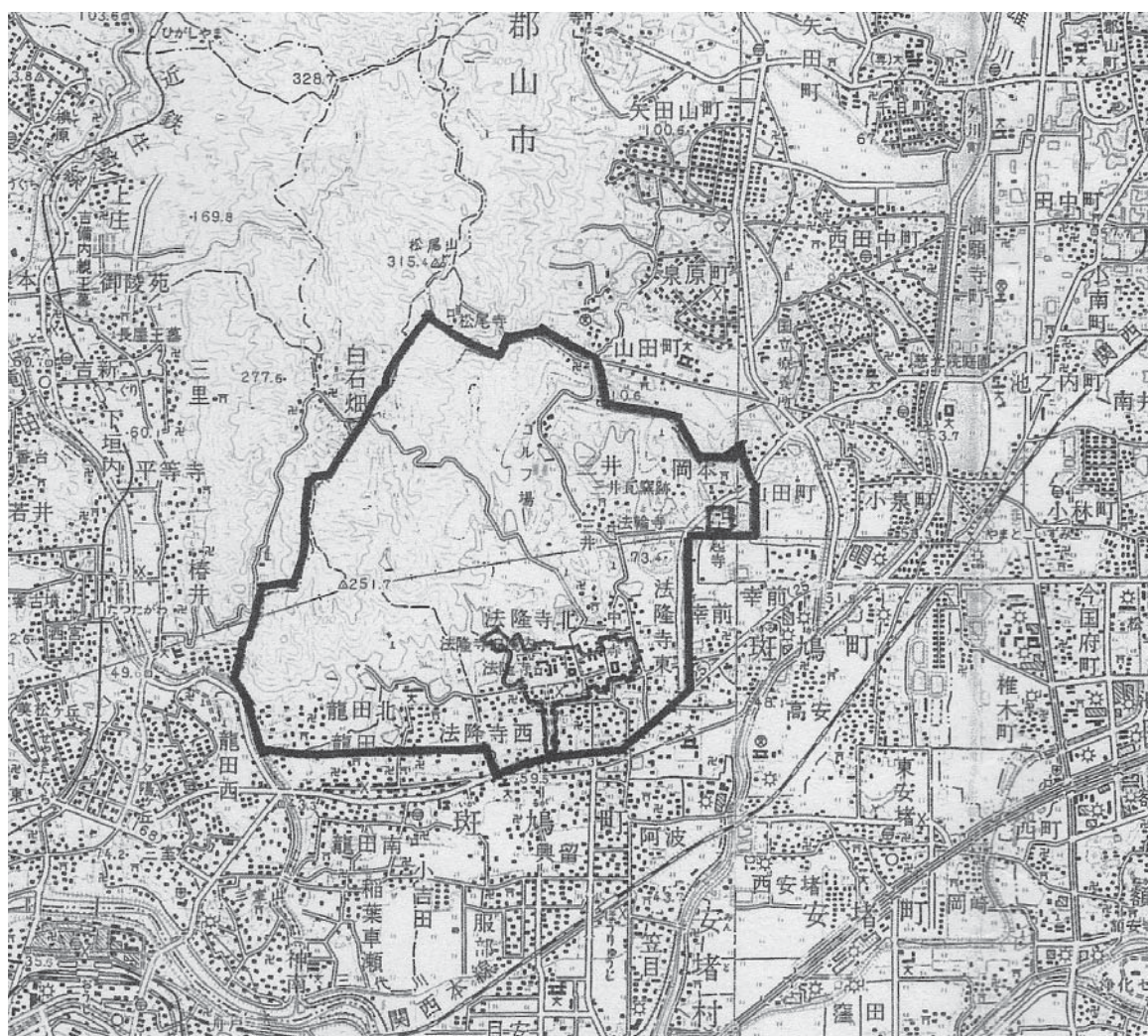


図2 法隆寺地域の仏教建造物 位置図

隆寺は7世紀初期に創建がはじまり、現在の伽藍は重塔や金堂を中心とする西院及び夢殿を中心とする東院と子院群で構成される。西院は7世紀後半から8世紀初頭にかけて再建されたもので、東院は8世紀前半に建設された。法起寺は聖徳太子が法華経を講説した岡本宮を寺に改めたものと伝えられ、7世紀に創建された寺院で、706年に完成した三重塔は現存する日本最古の三重塔として知られる。

登録資産は48棟の歴史的建築物が含まれ、法隆寺西院の金堂・五重塔・中門・回廊・法起寺三重塔などの8世紀以前の建造物11棟は、現存する世界最古の木造建造物である。これらの歴史的建造物は、洗練された芸術的に優れたものであるだけでなく、日本列島への仏教伝来直後の仏教建築物の姿をよく残していて、当時の中国と日本の間、ひいては東アジアにおける密接な文化交流の証人となっている。また、その後の各時代の優れた建築物が含まれ、1地域のなかに7世紀以降19世紀に至る各時代の優れた木造建造物が集中して保存されている点でも他に類例がなく、日本の、そして東アジアの木造の仏教寺院の歴史を物語る文化遺産である。

「法隆寺地域の仏教建造物」は、「姫路城」とともに我が国ではじめて登録された世界遺産である。1992年に登録時の推薦書では「現存する最古の木造建造物」として評価基準iiiを適用しているが、2012年の定期報告に際し承認されたSOUVでは評価基準i、ii、iv、viの適用とした。文化的伝統の物証である評価基準iiiを削除し、仏教建築の顕著な見本、集合体として評価基準ivを強調した形となった。

(2) 古都奈良の文化財

登録年月日：1998年12月5日

構成資産：東大寺、興福寺、春日大社、春日山原始林、元興寺、薬師寺、唐招提寺、平城宮跡
遺産種別：建造物群、遺跡、関連する文化的景観

評価基準：ii, iii, iv, vi

「古都奈良の文化財」は、現在の奈良市に位置し、78棟の建造物を含む8つの構成要素から成る。奈良（平城京）は710年から794年までの日本の首都（宮都）で、政治・経済・文化の中心として栄えた。宮都が置かれた場所は中国の風水思想に従って厳密に選定され、唐の都であった長安を基に壮大な都市計画が策定され、宮都が建設された。794年に宮都が京都へ移った後も、大社寺を中心とした地域が宗教都市として存続し繁栄した。

平城宮は宮都の北部中央に設けた天皇の居所で、それに行政機関の施設が付属したもので、当時の宮殿や役所などの木造建築の遺構は今でも地下に良好に保存される。宮都とその周辺に造営された多くの社寺は、現在も法灯を伝え、8世紀の堂宇をはじめ各時代の建物が残る。薬師寺・唐招提寺には、8世紀の日本古代建物が残り、これらは当時の仏教寺院の伽藍を代表する。東大寺・興福寺は、主要部分については兵火により創建当初のものが失われたが、広大な境内地のなかには8世紀の建物が一部残る。失われたものの多くは12世紀に再興された。再興に際しては、当時の中国の建築技術が導入され、その代表的建物が東大寺南大門である。また、18世紀に再興された東大寺の金堂は世界最大の木造建物である。春日大社の建物は主に19世紀中頃に再建されたもので日本の本格的な神社の伝統によって20年毎の造り替えが繰り返され伝統の様式を今に伝える。

古都奈良の文化財は、8世紀に日本の文化的・政治的発展をもたらした極めて重要な時期に、都における宗教や生活の在り方を鮮明に、包括的に示す文化遺産である。構成資産は5つの仏教寺院と神社の建造物と、関連する文化的景観（春日大社・春日山原始林の信仰の景観）、考古

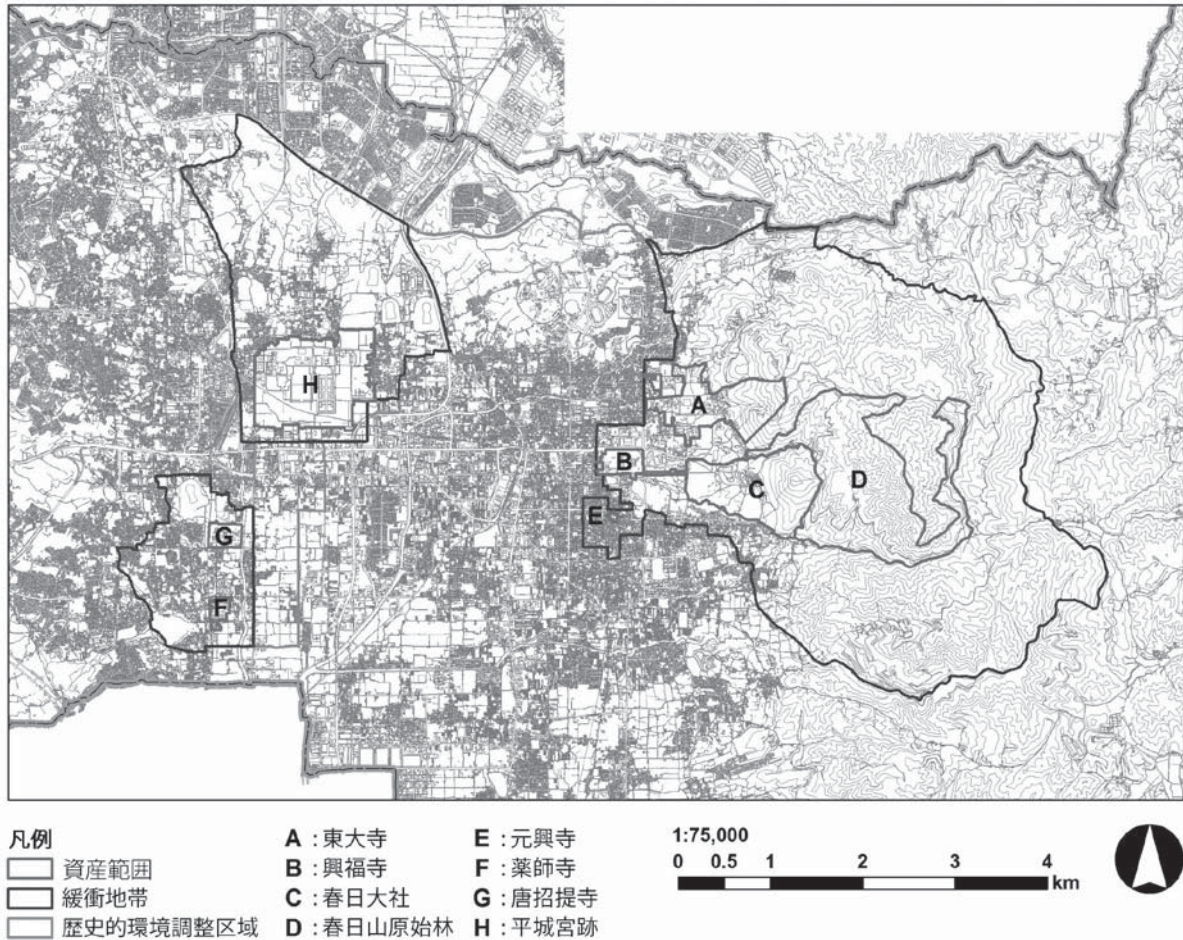


図3 古都奈良の文化財 位置図

学的遺跡（平城宮跡）から成る。これらは中国や朝鮮半島との文化的交流の結果としてもたらされた日本の建築及び芸術の進化を示す希有な物証であり、その後の（当該分野における）発展にも大きな影響を与えた。独特の建築遺産は、奈良に都が置かれていた期間における日本文化の栄華を示している。また、奈良に所在する仏教寺院及び神社は現在も宗教活動が続き、仏教や神道といった信仰は、今なお独特の精神的な力及び影響を持ち続けている。

評価基準は、建築・芸術の物証および代表例としてiii、ivを主軸に、ii、viを併せて適用している。

（3）紀伊山地の霊場と参詣道

登録年月：2004年7月7日

構成資産：

霊場「吉野・大峯」（6資産）

吉野山、吉野水分神社、金峯神社、金峯山寺、吉水神社、大峰山寺

霊場「熊野三山」（7資産）

熊野本宮大社、熊野速玉大社、熊野那智大社、青岸渡寺、那智大滝、那智原始林、補陀洛山寺

霊場「高野山」（4資産）丹生都比売神社、金剛峯寺、慈尊院、丹生官省符神社

参詣道 大峯奥駈道〈玉置神社を含む〉
 熊野参詣道（小辺路、中辺路〈熊野川を含む〉、大辺路、
 伊勢路〈七里御浜、花の窟を含む〉）

高野参詣道

遺産種別：建造物群、遺跡、関連する文化的景観

評価基準：ii, iii, iv, vi

紀伊山地は太平洋に張り出す紀伊半島に位置し、標高 1,000m ~ 2,000 m級の山脈が縦横に走り、年間 3,000mm を超える豊かな降水量が深い森林を形成した山岳地帯である。

紀伊山地は太古の昔から自然信仰の精神を育んだ地で、宮都の南に位置し、神々が籠る特別な地域として信仰を集めた。6 世紀に仏教が伝来した以降には仏教の山岳修行の場となるが、10 世紀中ごろから 11 世紀代には仏教と自然信仰の神道が融合した日本固有の宗教である「修験道」が成立し、特に大峰山系の山岳地帯を中心的な修行の場としていた。また、10 ~ 11 世紀頃の日本で流行した「末法思想」により紀伊山地には仏教諸尊の浄土があると信じられるようになり、この地の霊場としての性質がますます強まった。この地方の神聖性がことさら重要視されるようになった背景には、深い山々が南の海に迫るといった独特の地形や両者が織り成す対照的な景観構成などが影響していた。このような特有の地形及び気候、植生などの自然環境

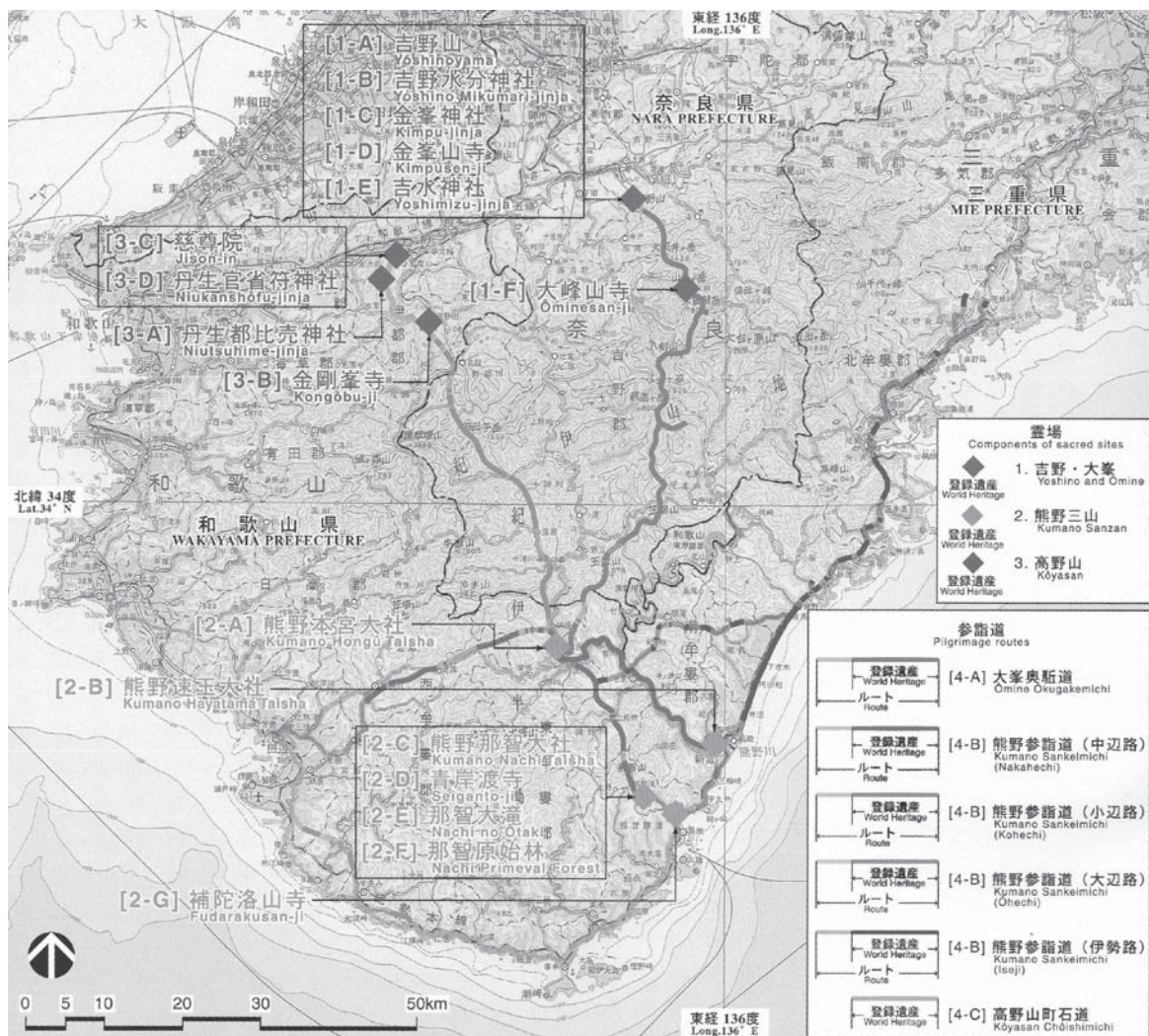


図4 紀伊山地の霊場と参詣道 位置図（登録時）

に根ざして育まれた多様な信仰の形態を背景として、「吉野・大峯」、「熊野三山」、「高野山」と呼ばれる顕著な3つの霊場とそれらを結ぶ参詣道が形成された。

紀伊山地の霊場と参詣道は、一千年以上にわたり多くの信仰者を惹きつけ、日本人の精神的・文化的な発展と交流に極めて重要な役割を果たしてきた。構成資産は信仰に関わる有形・無形の多様な文化的諸要素が自然の諸要素と一体となって体現された文化的景観であり、信仰の山の代表的な例の一つである。それらは、東アジアにおける宗教文化の交流と発展を示し、宗教建築物や記念工作物群の様式の変遷を示す顕著な事例である。さらに、現在においても宗教儀礼が継続的に行なわれ、日本国民の精神の中に資産が活かされ、文化として生き続けている点も高く評価された。評価基準はiii、iiを基軸として、iv、viを適用している。

なお、2016年には熊野参詣道および高野参詣道の範囲を拡張した軽微な変更が承認されている。

(4) 世界遺産の保護

日本においては、世界文化遺産の構成資産は文化財保護法による保護を基本とする。「法隆寺地域の仏教建造物」「古都奈良の文化財」「紀伊山地の霊場と参詣道」のいずれも、建造物は国宝または重要文化財に指定され、遺跡および文化的景観は特別史跡、史跡、特別天然記念物に指定されている。「法隆寺地域の仏教建造物」「古都奈良の文化財」では、建造物群の所在地となる範囲は史跡に指定されて保護の措置が講じられている。指定文化財は所有者による管理・修理および公開を原則とし、現状を変更する行為は制限され、国の許可を得なければならない。

世界文化遺産の構成資産を含む歴史的建造物は、現在も学術的調査を実施し、その成果に基づき、必要な保存修理が行なわれている。奈良県では文化財保存事務所を設置し、専門の技術者が直接、歴史的建造物の修理にあたっている。また、史跡については適切な維持管理により保護するとともに、理解の促進を促すための整備事業がすすんでいる。

資産を取り巻く緩衝地帯は主に都市計画的手法を組み合わせ、環境の保全を図っている。「法隆寺地域の仏教建造物」「古都奈良の文化財」では、1966年に成立した「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（古都保存法）」を基軸に、奈良県風致地区条例等により資産の周辺環境を保護している。古都保存法では、全国10市町村を「古都」として指定し、歴史的風土保存区域の指定や歴史的風土特別保存地区を定めて区域内での開発行為を規制して歴史的風土を保全しており、奈良県では奈良市、天理市、橿原市、桜井市、生駒郡斑鳩町、高市郡明日香村が「古都」に指定されている。「紀伊山地の霊場と参詣道」では、主に資産周辺の自然環境の保全を図るため、自然公園法や市町村の景観条例を組合せ、緩衝地帯の保護を担保している。

4. 世界遺産登録を目指す「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群」

暫定リストに記載中の「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群」は、これまで述べてきた奈良県の世界遺産とも深い関係にある。「飛鳥・藤原」エリアは6世紀末から7世紀にかけての日本の首都で、中国・朝鮮半島との活発な交流により建設された宮都に関連する考古学遺跡からなる。この頃、中国王朝を核とした東アジア文化圏では、中国王朝の強大化に影響された周辺諸国が国家としての枠組みを整えていくが、「飛鳥・藤原」はその軌跡が考古学遺跡によって鮮明に示されている宮都の資産であり、国家形成のモデルケースといえる。

評価基準は、東アジアにおける技術や文化の交流、日本の宮都建設の起点となった後世への影響を示すii、遺跡の変遷によって国家形成過程を示す、文化的伝統の物証としてのiiiに加え、

日本の詩歌の原点となった「万葉集」などの文学作品との関連が深いことからviの適用を検討している。

5. 世界遺産の「真正性」をめぐる諸問題

真正性（真実性、Authenticity）は、完全性ととも世界遺産の顕著な普遍的価値の重要な要素である。遺産の持つ価値は情報源の信頼性と確実性によって支持されるが、基盤となる情報源には個々の遺産や遺産の属する文化圏が有する特質が大いに影響している。「世界遺産条約履行のための作業指針」では、「形状・意匠」「材料・材質」「用途・機能」「伝統・技能・管理体制」「位置・セッティング」「言語・その他の無形遺産」「精神・感性」「その他の内部要素・外部要素」の多様な属性表現において真実かつ信用性を有する場合に、真正性の条件を満たしていると考えられ得る、としている。ここでは、奈良県の世界遺産が直面した真正性にかかる諸問題を概観しておきたい。

アジアの木造建造物は、高温多湿な気候と腐りやすい有機質の材質による特性から、その保存のために建造直後から細心の維持管理が必要であり、解体や修理を繰り返してきた経緯がある。「法隆寺地域の仏教建造物」「姫路城」の登録に際しては、このような木造建造物の真正性が議論の対象となった。1994年には奈良県において世界遺産奈良会合が開催され、「真正性に関する奈良文書」が採択された。奈良文書では、遺産の価値・真正性の評価は、物質的側面とともにその背景となる文化的文脈にも光を当てて総合的に判断すべきであるとして、「木の文化」「土の文化」などの文化の多様性を認めるきっかけとなったことは周知のとおりである。さらに、2014年には奈良文書20周年記念会合を奈良市で開催し、奈良文書の果たした役割と、遺産の保護に係る実践すべき課題を示した「奈良+20」が採択されている。

奈良県の世界遺産では、「法隆寺」以降に登録された「古都奈良の文化財」「紀伊山地の霊場と参詣道」でも、構成資産の多くが建造物で占められている。ここでの真正性の属性は、形状・意匠や材質、用途・機能、管理体制において信頼性を有しており、特に、材料を更新して維持する手法は、東アジアの風土に紐づいた独特な文化的側面を象徴している。

一方、「紀伊山地の霊場と参詣道」の重要な属性のひとつは「道」であるが、道の真正性についても、課題が生じている。

参詣道では、石舗装や階段などの建造物を伴う道も随所にみられるものの、山中を踏み締めたのみで、明確な境界を持たない道も少なくない。それは、険しい山中を歩く行程において自然発生的に形成されたものであり、時には修業の場として道なき道を行く性質を有していると同時に、度重なる自然災害や通行者の要請によって、次第に形状が変化してきたものでもあった。世界遺産登録にあたって参詣道は文化財保護法に基づく史跡に指定され、構成資産としての範囲が確定された。しかし、登録後も台風や大雨といった自然災害が度重なった結果、通行不可能となった箇所はう回するなど、構成資産としての道は小刻みな変化を生じながら、道としての機能が維持されている。文化財としての、そして世界遺産の構成資産としての範囲は失われても、「用途・機能」や「言語・その他の無形遺産」「精神・感性」の属性において、真正性は失われていない。自然に対峙する人間の文化的所産である文化的景観の観点から、真正性あるいは完全性を有する道の範囲は、ある時点で使われている道の範囲を切り取るのが妥当だったのだろうか。構成資産の不動産としての性質や文化財保護の在り方と、無形の価値の側面の整合をいかに図るのが今後の課題といえよう。

「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群」の登録に向けても、真正性や完全性の観点から検証が

必要である。「飛鳥・藤原」の構成資産の多くは、地下に残された建築物、土木構造物の痕跡である遺構からなる遺跡である。これらが地下遺構として残されてきた背景には、木造建築物の特質や、施設の機能が失われた後の土地利用といった文化的な特性がある。遺跡そのものが痕跡であるから、当然ながら元の建造物や土木構造物は現存しない、もしくは一部のみが残り、完全な形では存在しない。ここでは、かつて存在した建造物や土木構造物の「位置・セッティング」の属性において真正性が認められる。しかし、地下遺構としてみれば、「形状・意匠」「材料・材質」についても、痕跡として残存する範囲において信頼性を有し、「位置・セッティング」と併せて真正性が認められよう。考古学的な遺跡の評価は、木造建造物と同様に、地域の風土や文化的特性を踏まえて行われなくてはならない。

加えて、考古遺跡の特質として、価値の伝達のむずかしさがある。「古都奈良の文化財」を例に挙げると、構成資産である平城宮跡は広大な面積の考古学遺跡で、宮殿やそれに付随する施設の遺跡が地下に良好に保存されているが、地下に埋もれた遺跡は地上に現れる構築物が少なく、視覚的に理解されにくいという側面がある。そのため、古代の都城を体感的に理解できるよう、様々な手法を用いて地上に表現することで、公開活用を図っている。ここでは、十分な調査研究成果をもとに、遺構表示や原寸大プレゼンテーションなどにより、原位置に遺構を示している。原寸大プレゼンテーションは4ヶ所に設け、遺構表示方法も多様な手法を取り入れることで「遺跡博物館」を目指している。このような公開活用の手法が、地下遺構の真正性を損ねるものでないことも、併せて主張していく必要がある。

6. おわりに

これまで、奈良県の世界文化遺産を概観してきた。3件の世界遺産では、いずれも評価基準iiが適用され、東アジアの交流が評価されている。「法隆寺」「紀伊山地」では仏教の伝来や仏教と神道との融合、「古都奈良」では中国・朝鮮半島との交流がもたらした建築及び芸術の進化を示すことが述べられている。「飛鳥・藤原」では、国家形成過程に影響を及ぼした東アジア文化圏の交流が遺跡にどのように残されているか、その特徴を明らかにすることが課題である。

評価基準iiiは、「古都奈良」「紀伊山地」で適用されている。「古都奈良」では奈良時代の日本文化の物証、「紀伊山地」では千年以上続く日本の宗教文化の物証とされるが、「飛鳥・藤原」では国家形成過程を示す宮都の要素の物証と、より絞り込んだ内容となっている。また、評価基準viの適用については、3件の世界遺産のいずれも、仏教や神道などの宗教が今日まで独特な精神的影響を持ち続けていることが評価されている。「飛鳥・藤原」でも、普遍的意義のある無形の文化との関連を証明できるかがポイントとなろう。

豊富な文化財を基礎として、それを取り巻く環境、歴史、伝承などのストーリーを広く歴史文化資源と捉え、これらを活用して歴史に触れ、親しみ、理解を深めることで地域を活性化する取り組みが、全国的にすすめられている。世界遺産は歴史文化資源の象徴ともいうべき、世界に誇る遺産である。世界遺産登録は、その遺産の価値を改めて見つめなおすプロセスに他ならない。遺産を未来に伝えるための第一歩として、遺産の価値を理解する努力を続けていきたい。

※本稿は、2016年2月に大韓民国全羅北道益山市で開催された百済歴史遺跡地区世界遺産登録1周年記念国際会議の口頭発表「百済歴史遺跡地区の保存と活用－奈良県における世界遺産の優秀事例を中心に－」をもとに再構成したものです。

挿図出展

図2・3・4 文化遺産オンライン (https://bunka.nii.ac.jp/special_content/world) 掲載の推薦書添位置図を引用、一部改変